○外務省告示第二百五十一号

平成二十二年五月四日にウランバートルで、淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　淡水資源・自然保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億五千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十二年五月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百五十二号

平成二十二年五月四日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十二年五月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百五十三号

平成二十二年四月二十八日にビサウで、ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千五百万円

3　署名者

日本側　齊藤隆志在ギニアビサウ大使

国際連合児童基金側　ジョフ・ウィフィン在ギニアビサウ事務所代表

平成二十二年五月十八日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第二百十五号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

消除予定添加物名簿

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）からの消除を予定している添加物の名称は、次のとおりである。

一　N－アセチルグルコサミン

二　アラビノガラクタン

三　アルカネット色素（アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいう。）

四　アロエベラ抽出物（アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

五　イモカロテン（サツマイモの塊根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。）

六　エゴノキ抽出物（アンソクコウノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいう。）

七　エラグ酸

八　オキアミ色素（オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。）

九　オリゴ－N－アセチルグルコサミン

十　オリゴグルコサミン

十一　カカオ炭末色素（カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいう。）

十二　ガストリックムチン（ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいう。）

十三　カテキン

十四　カニ色素（アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。）

十五　キダチアロエ抽出物（キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

十六　キハダ抽出物（キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。）

十七　グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

十八　グリーンタフ

十九　クワ抽出物（クワの根茎の皮から得られた、スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分とするものをいう。）

二十　ゲンチアナ抽出物（ゲンチアナの根又は根茎から得られた、アマロゲンチン及びゲンチオピクロシドを主成分とするものをいう。）

二十一　酵素処理カンゾウ（カンゾウ抽出物（ウラルカンゾウ、チョウカカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られた、α－グルコシルグリチルリチン酸類を主成分とするものをいう。）

二十二　酵素処理チャ抽出物（チャの葉から得られた、カテキン類を主成分とするものをいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

二十三　酵素分解ハトムギ抽出物（ハトムギの種子を酵素分解して得られたものをいう。）

二十四　コーパル樹脂（コーパルの分泌液から得られた、アガテンジカルボン酸を主成分とするものをいう。）

二十五　コバルト

二十六　ゴム分解樹脂（ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、低分子ゴム（第四十六号の低分子ゴムをいう。）を除く。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）

二十七　コメヌカ酵素分解物（脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいう。）

二十八　ササ色素（ササの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいう。）

二十九　サトウキビロウ（サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とするものをいう。）

三十　サンダラック樹脂（サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいう。）

三十一　シコン色素（ムラサキの根から得られた、シコニンを主成分とするものをいう。）

三十二　ジャマイカカッシア抽出物（ジャマイカカッシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいう。）

三十三　焼成カルシウム（うに殻を焼成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものに限る。）

三十四　スクレロガム（スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

三十五　スフィンゴ脂質（ウシの脳から得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る。）

三十六　セサモリン

三十七　セスバニアガム（シロゴチョウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

三十八　ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

三十九　ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

四十　L－ソルボース

四十一　タンニン（抽出物）（クリの渋皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る。）

四十二　ダンマル樹脂（ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

四十三　チャ種子サポニン（チャの種子から得られた、サポニンを主成分とするものをいう。）

四十四　チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

四十五　ツヌー（ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

四十六　低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

四十七　電気石